

評価基準と専門職大学院設置基準等との対比表（日本社会福祉教育学校連盟）

社会福祉系専門職大学院評価基準	専門職大学院設置基準等
<p>【基準 1 使命・目的・教育目標】 使命・目的・教育目標の適切性 評価の視点 1 - 1 各専門職大学院の使命・目的および教育目標（エデュケーション・ポリシー）が明確に定められているか。</p>	
<p>評価の視点 1 - 2 使命・目的・教育目標は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」という専門職学位課程制度の目的に適ったものであるか。</p>	<p>（専門職大学院設置基準） 第 2 条第 1 項 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。</p>
<p>評価の視点 1 - 3 使命・目的・教育目標のなかに、養成すべき人材像（ソーシャルワーカー像）が適切に表現されているか。</p>	
<p>評価の視点 1 - 4 社会福祉系専門職大学院として、社会福祉学、ソーシャルワーク等を教育目標等に示しているか。国際ソーシャルワーク学校連盟、国際ソーシャルワーカー連盟が定めるソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準（Global Standard）の内容を教育目標やカリキュラムに適用すべく検討しているか。</p>	
<p>使命・目的・教育目標の検証 評価の視点 1 - 5 使命・目的・教育目標のなかに、職業倫理の涵養について適切に盛</p>	

り込んでいるか。	
<p>評価の視点 1 - 6</p> <p>教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。</p>	
<p>評価の視点 1 - 7</p> <p>検証結果を改革・改善に繋げる仕組みが十分整備されているか。</p>	
<p>【基準 2 入学者選抜】</p> <p>入学者受入方針</p> <p>評価の視点 2 - 1</p> <p>各専門職大学院の使命・目的・教育目標に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 165 条の 2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第 3 号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針</p> <p>二 教育課程の編集及び実施に関する方針</p> <p>三 <u>入学者の受入れに関する方針</u></p> <p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 172 条の 2 大学は、<u>次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</u></p> <p>一～三 略</p> <p>四 <u>入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</u></p> <p>五～九 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲</u></p>

	<p>載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>
<p>評価の視点 2-2 入学者の選抜基準・選抜方法は明確に定められているか。</p>	
<p>実施体制 評価の視点 2-3 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が、適切な実施体制により公正に実施されているか。</p>	<p>(大学院設置基準) 第1条の3 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。</p>
<p>多様な選抜 評価の視点 2-4 複数の入学者選抜方法を採用している場合、それぞれの選抜方法の位置づけおよび関係は適切であるか。</p>	
<p>障害のある者への配慮 評価の視点 2-5 身体に障害のある者等が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されているか。</p>	
<p>定員管理 評価の視点 2-6 福祉系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数および学生収容定員に対する在籍学生数は適正に管理されているか。</p>	<p>(大学院設置基準) 第10条第3項 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>
<p>評価の視点 2-7 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取</p>	<p>(大学院設置基準) 第10条第3項 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。(再掲)</p>

<p>組みが行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p>	
<p>入学者選抜方法の検証 評価の視点 2－8 入学者選抜の方針・選抜基準・選抜方法等のあり方について、継続的に検証する組織体制や仕組みが確立されているか。</p>	
<p>【基準 3 教育課程及び内容・方法】 学位授与・教育課程の方針 評価の視点 3－1 各専門職大学院の使命・目的・教育目標に沿って、学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）及び、教育課程に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められている。</p>	<p>(学校教育法施行規則) 第 165 条の 2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第 3 号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。 一、二 略 三 入学者の受入れに関する方針 <u>2 前項第 2 号に掲げる方針を定めるに当つては、同項第 1 号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</u> 第 172 条の 2 大学は、<u>次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</u> 一～四 略 <u>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</u> <u>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</u> 七～九 略 2 略 3 <u>第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行</u></p>

	<p><u>うものとする。</u></p> <p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第10条第2項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>
<p>教育課程の編成</p> <p>評価の視点3-2</p> <p>社会福祉・ソーシャルワークの理論と実践の架橋に留意しつつ、各専門職大学院の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>また、教育課程が以下の事項を踏まえた内容になっているか。</p> <p>(1) 教育課程が、社会福祉・ソーシャルワーク実践に必要な専門的知識、思考力、分析力、表現力を習得させるとともに、社会福祉・ソーシャルワーク実践現場における指導的立場を担う者としての高い倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。</p> <p>(2) 社会福祉・ソーシャルワークに関する講義、演習、実習に関する科目が適切に配置されていること。</p> <p>(3) 基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取り扱う科目がそれぞれ開設されるなど、段階的な教育を行なうことができるよう教育課程が編成されていること。</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第2条第1項 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うため深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。(再掲)</p> <p>第6条 専門職大学院は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。</p>
<p>評価の視点3-3</p> <p>教育課程や教育内容の水準が、社会福祉分野の期待に応え、指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践者を養成するのにふさわしいものとなっているか。</p>	

<p>履修体系</p> <p>評価の視点 3-4</p> <p>授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものであり、社会福祉・ソーシャルワークの研究動向、実践状況を反映したものとなっているか。</p>	
<p>評価の視点 3-5</p> <p>履修科目の登録の上限設定等の取り組みを含め、単位の実質化への配慮がなされているか。</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第12条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。</p>
<p>評価の視点 3-6</p> <p>学生の履修に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。</p>	
<p>評価の視点 3-7</p> <p>標準修業年限を短縮している場合（例えば、1年制コースを設定する等）には、各専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第2条第2項 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満間（一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限る。）とする。</p> <p>第3条 前条の規定にかかわらず、専門職学位課程の標準修業年限は、教育上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が二年の課程にあつては一年以上二年未満の期間又は二年を超える期間とし、その標準修業年限が一年以上二年未満の期間の課程にあつては当該期間を超える期間とすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、一年以上二年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。</p> <p>第16条 専門職大学院は、第十四条第一項の規定により当該専門職大学院に入学</p>

	<p>する前に修得した単位（学校教育法第二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該専門職学位課程の標準修業年限の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職大学院に少なくとも一年以上在学するものとする。</p>
<p>評価の視点 3－8</p> <p>学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他研究科の授業科目の履修、他大学との単位互換等）に配慮しているか。</p>	<p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第13条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が専門職大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第二十一条第二項及び第二十七条第二項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。</p> <p>第14条 専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目</p>

	<p>等履修生として修得した単位を含む。)を、当該専門職大学院に入学した後の当該専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</p> <p>2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。</p> <p>第15条 専門職学位課程の修了の要件は、専門職大学院に二年（二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、当該専門職大学院が定める三十単位以上の修得その他の教育課程の履修により課程を修了することとする。</p>
<p>授業の方法等</p> <p>評価の視点3-9</p> <p>指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践に必要な事例研究、フィールドスタディ、グループ討論、スーパービジョン、その他の適切な方法により授業を行なう等の配慮がなされているか。</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第8条第1項 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。</p>
<p>評価の視点3-10</p> <p>(実習を行う場合は)スーパービジョンが、指導的立場の社会福祉・ソーシャルワーク実践者を養成するのにふさわしいものとなっているか。</p>	
<p>評価の視点3-11</p> <p>ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第7条 専門職大学院が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあ</p>

<p>を十分にあげられるような適当な人数になっているか。</p> <p>演習・実習指導科目のクラスサイズは、十分な教育効果を得るのに適切な人数になっているか。</p>	<p>げられるような適当な人数とするものとする。</p>
<p>評価の視点 3-1-2</p> <p>通信教育を行なう場合には、面接授業（スクーリング）もしくはメディアを利用して行なう授業の実施方法が整備され、適切な指導が行なわれているか。</p>	<p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第8条第2項 大学院設置基準第十五条において準用する大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十五条第二項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。</p> <p>第9条 専門職大学院は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業等について、多様なメディアを高度に利用する方法による通信教育を行うことができるものとする。この場合において、授業の方法及び単位の計算方法等については、大学通信教育設置基準（昭和三十六年文部省令第三十三号）第三条中面接授業又はメディアを利用して行う授業に関する部分、第四条並びに第五条第一項第三号及び第二項の規定を準用する。</p>
<p>授業計画・履修指導</p> <p>評価の視点 3-1-3</p> <p>教育課程の編成に趣旨に沿って1年間の授業計画、授業の内容・方法等が明記された適切なシラバスが作成され、活用されているか。</p>	<p>（専門職大学院設置基準）</p> <p>第10条第1項 専門職大学院は、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p>
<p>評価の視点 3-1-4</p> <p>学生の履修指導及び学習相談、助言が学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行なわれているか。また通信教育を行なう場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行なわれているか。</p>	

<p>単位認定・成績評価 評価の視点 3-15 各専門職大学院の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として作成され、学生に周知されているか。</p>	<p>(専門職大学院設置基準) 第10条第2項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(再掲)</p>
<p>評価の視点 3-16 収容定員や在籍学生数に応じて、学位授与が適切に行われているか。</p>	
<p>評価の視点 3-17 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p>	<p>(専門職大学院設置基準) 第10条第2項 専門職大学院は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。(再掲)</p>
<p>情報共有 評価の視点 3-18 学生の状況や各教員の授業内容、指導方法等について、教員間で情報が共有され、必要な対応が図られているか。</p>	
<p>【基準4 教育の質の向上及び改善】 自己点検・評価 評価の視点 4-1 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。また、教育効果を評価する指標や基準の開発に取り組んでいるか。</p>	
<p>評価の視点 4-2 学生からの意見聴取（授業評価、満足度評価、学習環境評価等）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で</p>	

反映されているか。	
<p>評価の視点 4－3</p> <p>修了者の進路を把握する体制が整備されているか。また、修了者の進路先等における活躍の状況や評価を把握する体制が整備されているか。</p>	
<p>評価の視点 4－4</p> <p>学外関係者（専門職能団体、専門職大学院の教職員以外の現任社会福祉士、就職先等の関係者等、福祉サービス利用者などの当事者）の意見や専門職域に係わる社会のニーズが教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p>	
<p>質の向上・改善</p> <p>評価の視点 4－5</p> <p>自己点検・評価の結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取り組みが組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p>	
<p>評価の視点 4－6</p> <p>個々の教員は、自己点検・評価の結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。</p>	
<p>評価の視点 4－7</p> <p>ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。特に、実務家教員の教育上の指導能力の向上及び研究者教員の実務上の知見の充実に努めているか。</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第 11 条 専門職大学院は、当該専門職大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>

<p>評価の視点4－8 ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p>	
<p>【基準5 学生への支援体制】 学生生活支援 評価の視点5－1 学生生活に関する支援・指導体制が確立されているか。</p>	
<p>評価の視点5－2 学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。</p>	
<p>評価の視点5－3 各種ハラスメントに関する規定および相談体制が適切に整備され、それが学生、教職員および関係者へ周知されているか。</p>	
<p>評価の視点5－4 奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。</p>	
<p>キャリア開発支援 評価の視点5－5 学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。</p>	
<p>評価の視点5－6 学生の進路選択のための資料・情報が整備されているか。</p>	
<p>評価の視点5－7 学生の課程終了後のキャリア開発に関して適切な助言・指導の体制が整備されているか。</p>	

<p>評価の視点 5－8</p> <p>キャリア教育開発のために、実践現場や専門職能団体との連携・協働体制が整備されているか。</p>	
<p>多様な学生支援</p> <p>評価の視点 5－9</p> <p>身体に障がいのある者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。</p>	
<p>評価の視点 5－10</p> <p>留学生、社会人学生等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。</p>	
<p>評価の視点 5－11</p> <p>学生が安心して学業に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組みを行っているか。</p>	
<p>支援体制の検証</p> <p>評価の視点 5－12</p> <p>学生生活に関する支援・指導体制を継続的に検証する仕組みが確立されているか。また、その向上に向けて必要な改善が行われているか。</p>	
<p>【基準 6 教員組織等】</p> <p>教員組織</p> <p>評価の視点 6－1</p> <p>教員組織編成のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p>	
<p>評価の視点 6－2</p> <p>教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第 4 条 専門職大学院には、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要</p>

またそれらの教員のうちには、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員が、専攻ごとに「文部科学大臣が別に定める数」以上に置かれているか。

- (1) 社会福祉について教育上または研究上の業績を有する者
- (2) 社会福祉について高度の技術・技能を有する者
- (3) 社会福祉について特に優れた知識及び経験を有する者

な教員を置くものとする。

第5条 専門職大学院には、前条に規定する教員のうち次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、専攻ごとに、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。

- 一 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
 - 二 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 三 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
- 2 前項に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち同項の資格を有する者（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第八条第三項及び第九条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。
- 3 第一項に規定する専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、専攻分野における実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を含むものとする。

(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)

第1条第1項 専門職学位課程には、専攻ごとに、平成十一年文部省告示第七十五号（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件）の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の一・五倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第二号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員一人当たりの学生の収容定員に四分の三を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につ

	<p>き一人の専任教員を置くものとする。</p> <p>第1条第5項 第1項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員又は第二項及び第三項若しくは前項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員は、専門職学位課程について一専攻に限り専任教員として取り扱うものとする。ただし、同項後段に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>第1条第6項 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされている専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。</p>
<p>教員配置</p> <p>評価の視点6-3</p> <p>専任教員のうち、社会福祉・ソーシャルワーク実践現場においておおむね5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（以下、実務家教員という。）が、「文部科学大臣が別に定める数」のおおむね3割に相当する人数(*)置かれているか。</p> <p>*3割に3分の2を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内の人数については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p> <p>実務家教員は以下の者に限っているか。</p> <p>(1) 下記のすべてについて該当する者。</p> <p>(ア) 社会福祉系の大学院の修士号以上を有すること。</p>	<p>(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)</p> <p>第2条 前条第一項の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数又は同条第二項及び第三項若しくは同条第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数のおおむね三割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。</p> <p>2 前項に規定するおおむね三割の専任教員の数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p>

<p>(イ) 社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有していること</p> <p>(ウ) 5年以上の実務経験を有すること</p> <p>(エ) 社会福祉機関・施設などの社会福祉・ソーシャルワーク実践現場において、管理的立場についていた経験を有すること</p> <p>(オ) 日本社会福祉学会等の日本学術会議登録団体の学会における、口頭発表あるいはポスター発表、学術論文発表等の業績を有すること</p> <p>(2) 上記のものと同等と認められる者</p>	
<p>評価の視点 6-4</p> <p>各専門職大学院において教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授または准教授が配置されているか。</p>	<p>専門職大学院に関し必要な事項について定める件</p> <p>第1条第6項 第一項の規定により専攻ごとに置くものとされている専任教員の数又は第二項及び第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれの専門職大学院に置く当該共同教育課程を編成する専攻に置くものとされる専任教員の数を合計した数の半数以上は、原則として教授でなければならない。(再掲)</p>
<p>評価の視点 6-5</p> <p>実務家教員が、それぞれの実務経験との関連が認められる授業科目を担当しているか。</p>	
<p>評価の視点 6-6</p> <p>教員の授業担当時間は、教育の準備および研究に配慮したものとなっているか。</p>	
<p>教員評価</p> <p>評価の視点 6-7</p> <p>スーパービジョンを担当する教員の配置、担当学生数、担当科目数のバランス等について配慮がなされているか。</p>	

<p>評価の視点 6-8 教員の教育上の経歴や経験、教育上の指導能力等について、把握、評価がなされているか。</p>	
<p>評価の視点 6-9 教員の過去5年間程度における教育上または研究上または実務上の経験及び能力の業績等について把握、評価がなされているか。</p>	
<p>評価の視点 6-10 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、運用されているか。</p>	
<p>教育研究活動 評価の視点 6-11 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行なわれているか。</p>	
<p>評価の視点 6-12 教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。</p>	
<p>評価の視点 6-13 各専門職大学院の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、サバティカル（研究専念期間）制度、任期制、公募制、終身在職権制度等の導入、年令及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保等が考えられる。）が講じられているか。</p>	<p>大学院設置基準 第8条第5項 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。</p>
<p>評価の視点 6-14 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が整備されているか。 教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p>	

<p>評価の視点 6 - 1 5</p> <p>教員の研究活動を支援する仕組み・体制が整備されているか。</p> <p>教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p>	
<p>評価の視点 6 - 1 6</p> <p>教員の所属専門職大学院の運営への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されているか。</p>	
<p>【基準 7 教育環境】</p> <p>施設・設備</p> <p>評価の視点 7 - 1</p> <p>専門職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備として、講義室、演習室、実習室、IT関係等が整備され、有効に活用されているか。</p>	<p>(専門職大学院設置基準)</p> <p>第 17 条 専門職大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果をあげることができると認められるものとする。</p> <p>(大学院設置基準)</p> <p>第 19 条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。</p>
<p>評価の視点 7 - 2</p> <p>自主的学習環境として、自習室、グループ討論室、情報機器室等が十分に整備され、効果的に利用されているか。</p>	
<p>評価の視点 7 - 3</p> <p>専任教員の個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されているか。</p>	
<p>資料・情報</p> <p>評価の視点 7 - 4</p> <p>図書、学術雑誌、電子媒体、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。</p>	<p>(大学院設置基準)</p> <p>第 20 条 大学院には、研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p> <p>第 21 条 大学院には、研究科及び専攻の種類に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えるものとする。</p>

<p>【基準 8 情報公開・説明責任】</p> <p>情報公開内容</p> <p>評価の視点 8 - 1</p> <p>専門職大学院の使命・目的および教育目標について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p>	<p>(大学院設置基準)</p> <p>第 1 条の 2 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p> <p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的に関すること</p> <p>二～九 略</p> <p>2 略 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>
<p>評価の視点 8 - 2</p> <p>専門職大学院の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一～三 略</p> <p>四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五～九 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>
<p>評価の視点 8 - 3</p> <p>専門職大学院の教育課程、学則、授業料、学生への支援体制など</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表</p>

<p>の重要事項について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p>	<p>するものとする。</p> <p>一～七 略</p> <p>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>
<p>評価の視点 8－4</p> <p>学位の授与状況等について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一～三</p> <p>四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五～九 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p>
<p>評価の視点 8－5</p> <p>修了者の進路について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一～三</p> <p>四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、</p>

	<p>卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事</p> <p>五～九 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p> <p>(再掲)</p>
<p>評価の視点 8－6</p> <p>修了者の進路先等における活躍の状況や評価について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一～三</p> <p>四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事</p> <p>五～九 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。</p> <p>(再掲)</p>
<p>評価の視点 8－7</p> <p>自己点検・評価の結果について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p>	<p>(学校教育法)</p> <p>第 109 条第 1 項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評</p>

	<p>価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 158 条 学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>
<p>評価の視点 8－8</p> <p>教員の教育上または研究上の業績等について、院内及び社会に対して、その結果の公表が定期的かつ継続的に実施されているか。</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 172 条の 2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一～二 略</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四～九 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>
<p>評価の視点 8－9</p> <p>専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。</p>	<p>(学校教育法)</p> <p>第 109 条第 1 項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。（再掲）</p>
<p>情報公開規定</p> <p>評価の視点 8－10</p> <p>学内外からの要請による情報公開のための規程および体制は整備されているか。</p>	<p>(学校教育法施行規則)</p> <p>第 166 条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>

<p>情報公開の検証 評価の視点 8－11 現在実施している情報公開が、社会に対する説明責任の役割を果たしているかどうかを検証する仕組みを整備しているか。</p>	
<p>【基準 9 運営管理および財務】 運営管理 評価の視点 9－1 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。</p>	<p>(大学院設置基準) 第 42 条 大学院を置く大学には、大学院の事務を処理するため、適当な事務組織を設けるものとする。</p>
<p>評価の視点 9－2 管理運営のための組織及び事務組織が、各専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意志決定が行える組織形態となっているか。</p>	
<p>収支状況 評価の視点 9－3 専門職大学院の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。</p>	
<p>評価の視点 9－4 専門職大学院の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。</p>	<p>(大学院設置基準) 第 22 条の 3 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。</p>
<p>財務状況公表と監査 評価の視点 9－5 専門職大学院を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表され</p>	

ているか。	
評価の視点 9－6 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。	